

空海と東寺 — 東寺勅賜説をめぐつて —

武内 孝善

はじめに

空海と東寺のことは、古来、多くの方々によつて論じられてきたけれども、それらに対して、私はいくつかの疑問・疑義をいだく。まず、それらを記してみたい。

第一の疑義は、空海は弘仁十四年（八二三）正月十九日、嵯峨天皇から東寺を下賜された、つまり東寺は空海個人の寺となつた、とみなす説である。史料の面から、私はこの説はとらない¹。

第二は、東寺長者は空海の弟子の時代に制度化され、その初代を承和三年（八三六）に任せられた実惠とみなす考えがある。東寺長者の名前は、九世紀以前の史料に見ることができない。したがつて、東寺長者の制度そのものも、九世紀以前には溯ることはできないと考える²。

第三は、「高野山は即身成仏と癒しの寺、東寺は密厳国土と情報発信の寺、といったように、高野山と東寺をうまく使い分けでおられた」との見解がみられる³。高野山は、最初から空海の計画にもとづいて創建された寺であり、高野山で書かれた文章も少なからず残つてるので、空海が高野山をいかに考えておられたかは、おぼろげながら知ることができる。しかるに、東寺は官寺であり、空海が私の寺であるとの認識をもつていたとは考えがたい。また、空海の在世中に完成を見たわけでもなかつた。そのような東寺を高野山と対比して考えられるか、考えてよいか、疑わしく思うのである。

第四は、今日、東寺は「空海の寺」「真言密教の寺」、つまり「密教の寺」であるとの考え方、ほとんどの人が持つていると思われる。では、「鎮護国家の官寺」から「真言密教の根本道場」となつたのは、いつであろうか。何をもつて「真言密教の寺」「真言密教の根本道場」となつた、とみなせばよいのであろうか。たとえば、上島有氏は、「東寺は、それまでの鎮護国家の官寺というだけではなく、真言密教の根本道場として新たな出発をすることになる」と、空海への下賜=「真言密教の根本道場」とみなしておられる⁴。何か違和感をもつるのは、私だけであろうか。

これらの疑義に対しても、明確な答えを持つてゐるわけではないけれども、本稿では第一の疑義について私見を記してみたい。

第一、草創期東寺に関する問題点

本題に入るまえに、草創期の東寺を考えるとき、何が問題となるか、問題とされてきたか、を一瞥しておきたい。ここでは、「文化史上より見たる弘法大師伝」「第十三章 東寺の勅賜」で取りあげられる十一の項目（＝節題）を、参考までに列挙してみたい⁵⁰。

- ① 勅賜以前の東寺……東寺の創建はいつから始まつたのか。
 ② 東寺勅賜……弘仁十四年正月十九日に勅賜されたとみなしてよいか。

- ③ 東寺定額僧……五十口は満たされていなかつた。だから二十四口になつた。いつ二十四口になつたか。

- ④ 東寺別当……造東寺所にはいつまで別当と長官が置かれていたか。別当だけになつたのはいつか。

- ⑤ 東寺安居会……安居会での『守護国界主經』の講讀は、天長二年にはじまるとみなしてよいか。

- ⑥ 講堂と金堂……講堂安置の二十一体からなる立体曼荼羅は、何を表わすのか。講堂では、いかなる儀礼が行なわれたのか。

- ⑦ 五層塔婆の造営……いつ完成したのか。諸尊の構想は何を表わすのか。

- ⑧ 八幡神と稻荷神の勧請……空海と八幡神・稻荷神との関係をいかに考えるか。いつ勧請されたのか。

- ⑨ 東寺三綱……最初の三綱はいつ置かれたか、いかなる僧が任せられたか。

- ⑩ 東寺西院……西院は空海の住坊あととみなす説があるが、本当か。

- ⑪ 御請來の經論法具……経蔵に収納したといわれる經論・法具類はいかばかりであつたか。

- ⑫ 東寺長者の制度……東寺長者の名称が公式に使われるのはいつか。長者の任命は誰が行なつたのか。

これらには、根本史料の有無など史料的な制約があつて、いずれにもいまだ定説といえるものはない、といつてよい。

第二、「東寺勅賜」に関する先行研究

空海は、いつから東寺とかかわりをもつようになつたのであらうか。このことにふれる代表的な先行研究をみておきたい。まず、ここで取りあげる論考を列举してみよう。

①果宝撰『東宝記』第一「大師 勅給事」十四世紀後半の成立⁶。

②得仁撰『弘法大師年譜』卷八 弘仁十四年条 天保四年（一八三三）刊行⁷。

③守山聖真編著『文化史上より見たる弘法大師伝』所収「東寺の勅賜」一九三一年⁸。

④渡辺照宏・宮坂宥勝共著『沙門空海』所収「東寺の經營」一九六七年五月⁹。

⑤山田耕一「東寺の歴史」一九八八年五月¹⁰。

⑥上島 有「東寺の創建と空海への勅賜」一九九六年一月¹¹。

⑦高木謹元著『空海 生涯とその周辺』所収「東寺の給預」一九九七年四月¹²。

個々の論考はどのような史料を用い、いかに記しているか。本文をあげて検討してみよう（読みやすくするため、私に段落分けした）。

第一は、果宝とその愛弟子賢宝によつて編纂された『東宝記』第一所収の「大師勅給事」である。私に番号を付してあげることにする。

①大師御記に云はく、「^(え)弘仁ノ帝皇、給うニ東寺を以てス。歓喜ニ勝へず。秘密ノ道場と成せり。努力努力、他人をして雜住せしむること勿かれ。此れ狭き心ニ非ず。真ヲ護るの謀なり。妙法円なりと雖も五千ノ分に非ず。東寺広しと雖も異類ノ地に非ず。何を以てか之を言う。^(あ)去る弘仁十四年一月十九日、東寺を以て永く少僧に給預せらる。④勅使は藤良房公卿なり。⑤勅書、別に在り。即ち真言蜜教ノ庭ト為ること既に畢んぬ。師々相伝シテ道場ト為す者なり。豈に門徒ニ非ざる者をして猥雜センヤ。」と。

②成尊僧都纂要に云はく、「大唐ノ不空三藏、勅を被り大官道場を以て秘密の場と為し、改めテ青龍寺と号ス。^(お)本朝ノ弘法大師、東寺を給り、即ち真言蜜教ノ庭と為すこと既に畢んぬ、と云云。堂舎を結構シ、仏像を造立し、年中ノ行事、僧衆ノ威儀、皆悉く青龍寺の風を移す。夫れ海内外ノ伽藍幾千あるか、或は本處に擬スルハ纔二万の一なりや。真言一家に至つては、全く仏國ノ風範を移す。豈に同日に論ずべけんや、と云云」と。（原漢文、傍線筆者）¹³

ここには、空海の遺言状とみなされてきた『御遺告』と成尊の『真言付法纂要鈔』の一節が引かれているだけで、果宝の見解はしめされていない。つまり、『東宝記』は、通常、典拠となる史料を引用したあとに、「私云」として編者の見解を述べるのであるが、この項に「私云」はない。とはいって、項目名を「大師 勅給事」とすることから、果宝は空海が東寺を下賜されたとみなしていたことは間違いない。

第二は、得仁撰『弘法大師年譜』卷八の弘仁十四年正月十九日の条である。最初に項目をあげ、ついで根本史料を列挙し、その後に著者の見解が記される。私に①～⑥の番号を付したが、①が根本史料であり、②以下は著者の見解をしめすところである。

○正月十九日、^(あ)勅して藤良房を使として東寺を大師に賜い永く真言の場と為す。是に於いて請來の法文道具を経蔵に納め畢んぬ。

①師の曰く、「^(え)弘仁の帝皇、給うに東寺を以てす。歓喜に勝へず。秘密の道場と成せり。努力^{ゆめゆめ}、他人をして雜住せしむること勿かれ。此れ狭き心に非^{あら}ず。真を護るの謀^{はかり}なり。妙法円なりと雖も五千の分に非^{あら}ず。広き東寺と雖も異類の地に非^{あら}ず。何を以てか之を言ふ。^(あ)去る弘仁十四年一月十九日、東寺を以て永く少僧に給預せらる。^(い)勅使は藤良房公卿なり。^(う)勅書、別に在り。即ち真言密教の庭と為^すること既に畢^{まわ}んぬ。師々相伝して道場と為^すべきものなり。豈に門徒に非ざる者をして猥雜せしむべけんや。」

【頭註】諸弟子本全同なり、住山弟子本稍略す、真然本頗る略す、

②行化記に云はく、「今年正月十九日、東寺を以て永く給預せらる。〈中略〉之に因つて請來の法文曼荼羅道具等并に御願の一切の經論、天台法門等、大經藏に納む。東寺、元は是れ桓武天皇の御願にして鎮護国界の道場為り。教王護国寺と号すべし。額は是れ既に勅を奉る、而已」と。

○深賢記、集記、真言伝、修行縁起、行状図絵、摧勝述記、略焉^{ほほこれ}に同じ。廣伝、御伝、稻荷鎮座由来記、東寺王代記、三国伝記、釈書、本朝僧伝等、皆之^{これ}を記す。

③帝王編年記に云はく、「弘仁十四年正月乙亥、僧都空海を東寺長者に補し、勅宣に依りて永く此の寺を預け給う」と。
○逸史之^{三イ}を引く。史徵記略に拠る。粗之^{ほほ}に同じ。

④扶桑略記に云はく、「弘仁十四年〈癸卯〉正月十九日、勅して東寺を以て永く空海和尚に給う。〈年五十一〉勅使は大納言正三位右近衛大將兼民部卿藤原良房なり。勅書別に在り。」と。

○略頌鈔に載せる所に出づ。但し年五十一と言うは謬なり。

⑤以呂波字類抄に云はく、「弘仁十四年正月十九日〈東寺〉永く大師に給う。勅使大納言正二位右近衛大將民部卿藤原良房なり」と。

⑥河海抄に云はく、「遷都の始め、東西の大宮に玄蕃寮を置く。弘仁以来、東の鴻臚を東寺と為し、弘法大師に賜う。西の鴻臚を以て西寺と為し守敏に賜う。其の後、七条の朱雀に鴻臚を建つ、と云云」と。

○山城名勝志に引く所を以て抄出す。好古小録之を引く。守敏、修円に作る。又云う、古本拾芥抄標注に古記を引いて云はく、「東西鴻臚館の地は、延暦の遷都に定むる所にして館舎は未だ成らず。弘仁に更に七条に移し、始めて館舎を建つ。故地を護国寺と為す。東西二寺是なり。」と。此等ノ文ニ拠レバ、東西鴻臚館の館舎は、弘仁ニ建ル所ニシテ、東寺西寺は桓武帝ノ創造ニ非ルコト明ケシ。(以下略、原漢文、傍線筆者)¹⁴

長い引用となつたけれども、得仁の見解は項目の一文(傍線部^(あ))にみえており、弘仁十四年正月十九日、空海は東寺を勅賜されたとみなしていることは明らかである。

第三は、守山聖真編著『文化史上より見たる弘法大師伝』の「東寺の勅賜」である。先行研究のなかで、唯一、弘仁十四年正月十九日の下賜を疑うのがこの書である。すなわち、

①あ東寺は大師に弘仁十四年正月を以て勅賜されたものとして一般に信ぜられて居るが、それは御遺告が根本をなして居るものである。
即ち廿五箇条の御遺告の第一条の終りに曰く

弘仁帝皇給以「東寺」、不レ勝「歡喜」、成「秘密道場」、努力努力、勿レ令「他人雜住」、非「此狹心」、護レ真謀也、雖「円妙法」非「五千分」、
雖レ廣「東寺」非「異類地」、以レ何言之、去弘仁十四年正月十九日以「東寺」永給「預於少僧」、勅使藤原良房公卿也。勅書在レ別、即為
真言蜜教庭既畢、師師相伝為「道場」者也、豈可「非門徒者猥雜」哉

本朝通鑑第十二に次の如く云ふて居るのはその史料としたものは同じく前記の御遺告に拠つたものと思はれる。

正月賜「東寺於僧空海西寺於僧守敏」（浮屠氏説云賜「宸筆額於東寺」藤原良房為「勅使」）

大日本史卷二十三には「十九日乙亥以「僧空海」為「東寺長者」」とあるが、これも同日を以て大師に東寺を勅賜されたことを意味して居るものであらう。

②い御遺告には勅書在別と云ふて居るが、その勅書が今日発見されないのは遺憾である。それで御遺告を大師の真作なりとするか、或は又真作にあらざるもその中の思想は大師の精神を盛つたものとすれば、東寺勅賜を以て弘仁十四年正月十九日として何等異議はない。然し御遺告そのもの、真偽は古來から議論のあるところであるから、さう云ふ点から推して行けば（勅書の発見されない限り、また正史にその事実がない限り東寺勅賜の日は多少の疑問を残すと云ふことになるのである。

③然し御遺告が真偽未判として依用しないとしても⑦大師に勅賜されたのは弘仁十四年を下ることはないのである。（おそれは東寺に真言宗僧伍拾口を定置せしめた左の太政官符が之を立証して居る¹⁵。

といい、つぎに弘仁十四年十月十日付と同年十一月二日付の太政官符をあげる。特に、後者の官符に対しても、「これが初めて大師に東寺を勅賜された時のものとしても敢て差支へはないやうに思はれる」¹⁶といい、正月十九日は疑わしいけれども、弘仁十四年に勅賜されたことは認めてもよいとみなされた。勅賜されたことの根拠とする弘仁十四年十一月二日付の太政官符の真偽については、あとで検討を加えることにしたい。

第四は、渡辺照宏・宮坂宥勝著『沙門空海』「東寺の經營」の項である。私に六段落にわかつてあげてみよう。
①あ弘仁十四年（八二三）一月十九日、嵯峨天皇は藤原良房を使わして空海に東寺を給預した。これから以後、東寺を中心とした空海の活躍がはじまるのである。

②東寺は桓武天皇が延暦十三年（七九四）に平安京に遷都してからまもなくして着工したもので、平安京の南面の正門である羅城門をは

さんで、その東西に建立された。（中略）

③この両寺はもちろん最初はいわゆる寺院ではなく、律令制機構の一つとして建立され、東寺西寺とともに鴻臚館こうろかんと呼んで、ここで外国使臣を接待したのであつた。（中略）やがて嵯峨天皇は王城鎮護の寺として、④東寺を空海に西寺を守護に給預したわけである。

④う空海がこの大寺を預けられた裏づけというべきものを考えてみよう。王城鎮護という名目は要するに新しく建設された平安京に、南都の東大寺に匹敵するような宗教的権威を必要としたところから来ているものと思われる。そこで、この大寺の經營を誰に任かせるかということになるが、空海が選ばれた理由はいくつか考えられる。

⑤これよりさき③空海は嵯峨天皇の特別の信任をえていたのであつた。万濃池を完成し、東大寺その他の諸大寺の經營に敏腕を十分に發揮したことなども、おそらく認められていたのであろう。またのちに見る東寺五重塔の建立などから推察してみても、空海には東大寺を再建した重源のように勧進や土木事業のすぐれた才能があつたことは確かである。そこで、實際問題として、一面においては、⑥空海の力によつて東寺を完成させたいという考え方があつたのではないだろうか。

⑥空海にしてみれば、さきに開創した高野山はどこまでも修禪の道場であるから、今や、⑦東寺は密教の根本道場としてひろく天下のために活動するための中心寺院として發展せしめようとしたのであろう。『御遺告』第一条に次のようにある。（以下略す。傍線筆者）¹⁷

ここでは、もともとは外国使臣を接待した鴻臚館であつたが、早急に東寺を完成させたいとの考え方のもと、弘仁十四年正月十九日、空海に東寺を給預したとみなされた。¹⁸

第五は、山田耕二「東寺の歴史」である。山田氏は、空海と東寺を論じるとき、一貫して「給与」の語句をもちいて論じている。私に四段落にわけてあげてみよう。

①その後東寺の建設がどのように進捗したか明らかではないが、弘仁九年（八一八）頃になつてやつと金堂の建立が成つた状態であつたと推測される。それゆえに、②弘仁十四年（八二三）に空海が嵯峨天皇より給与されたときの東寺は、未だ建設の端緒についたばかりのような状態にあつたと思われる。（中略）

②その空海にとって、帰国後四年目の③大同四年（八〇九）に平城天皇に代つて嵯峨天皇が即位したことはきわめて幸運であつたといえよう。すなわち、空海は密教に対する当時の社会的要請もさることながら、「書」に対する共通の関心を通して嵯峨天皇と個人的な深い親交で結ばれ、その厚い信任と庇護を受けることになつたのである。

③その結果、空海は嵯峨天皇より弘仁七年（八一六）に高野山を下賜され、さらに④弘仁十四年（八二三）には官寺として造営途上にあつた東寺を給与されたのである。未だ堂塔の建設が端緒についたばかりの状態にあつた東寺は、⑤空海に給与されると同時に、その建

設もまた空海の手に委ねられることになった。東寺給与の翌天長元年（八二四）に、空海は造東寺別当に任せられている。

- ④お空海は東寺を給与されると同時に、東寺に真言宗の僧侶五十口を置き東寺を真言宗専住の寺とすることを上奏して許されている（『類聚三代格』）。（中略）がこうして空海は、給与された東寺を真言密教の根本道場として位置づけ、社会的活動の本拠として堂塔の建設整備に当ることになった。¹⁹

ここには、正月十九日はみえないけれども、「弘仁十四年（八二三）には官寺として造営途上にあつた東寺を給与された」（傍線部⑦）と記されることから、給与されたのは他の論考と同じく「弘仁十四年正月十九日」とみなしていると考える。

第六は、上島 有「東寺の創建と空海への勅賜」である。上島氏は、古代・中世の東寺を論じるなかで、東寺と空海の関連について、以下のようにみなされた。

⑥弘仁十四年（八二三）正月十九日、嵯峨天皇は大納言藤原良房を勅使として遣わし、東寺をながく空海に勅給した。（い）ここに東寺は、これまでの鎮護国家の官寺というだけではなく、真言密教の根本道場として新たな出発をすることになる。嵯峨天皇が空海に⑦東寺を勅給した理由は、天皇の空海に対する個人的な信頼にあつたことはいうまでもないが、またその多彩な能力に注目して、（え）東寺の造営を促進することにあつたといわれている。そこで、空海は東寺の堂塔伽藍の経営に力を尽くすことになる。空海の東寺経営については、述べなければならないことも多いが、重要なものについてのみ簡単に触れることにする。（傍線筆者）²⁰

ここには、「勅給」なる語句をつかって、弘仁十四年（八二三）正月十九日、東寺が嵯峨天皇から空海に下賜されたとみなされている。

第七は、高木訖元著『空海 生涯とその周辺』の「東寺の給預」である。高木先生は、得仁の『弘法大師年譜』にもとづいて、以下のようになされた。私に三段落にわけて記す。

- ①あ弘仁十四年（八二三）正月に、その東寺が永く空海に給預されたのである。『帝王編年記』には、「弘仁十四年正月乙亥（十九日）、僧都空海を東寺長者に補し、勅宣に依つて永く此の寺を預け給う」（得仁『弘法大師年譜』卷八）とするも、このとき空海は未だ僧都ではない。東寺長者というのも後の呼称である。『扶桑略記』にも、「弘仁十四年正月十九日、勅して東寺を永く空海和尚に給う。^{五年}、勅使は大納言正三位右近衛大将兼民部卿藤原朝臣良房なり。勅書、別にあり」と記すというも（得仁『弘法大師年譜』卷八）、（い）あるいは「御遺告」などにもとづく記述であつたろう。

②もともと東西両寺はいわば鴻臚館としての役割をもつたものであり、その性格は両寺が給預掌管せられた後も引きつがれていたと思われる。後の承和十四年（八四七）七月に、嵯峨太后橘嘉智子の意を受けて入唐した惠萼とともに来朝した唐の禪僧義空らは、この東寺に留住せしめられている（拙稿「唐僧義空の来朝をめぐる諸問題」）。それは東寺が外国の使臣などを宿泊接待せしめるところであつた

ことを物語つてゐる。他面また、東西両寺は羅城門の左右に建てられて、左右両京の安鎮を祈る寺でもあつたといふ（『東宝記』第一）
③東寺が給預されるときの勅書が伝わっていないから、⑦空海への東寺給預の目的が何であつたかは詳らかでないとしても、⑧弘仁十四年十二月二日の官符といわれるものに、

夫れ東寺は遷都の始め、國家を鎮護するためには柏原の先朝（桓武帝）、建つるところなり。乞う、この状を察して、僧徒等を率いて真教を讚揚し、禍を転じて福を修り、國家を鎮護せよといえり。（『東宝記』第一）

とあるのが、⑨朝廷の意図するところであつたといえるだろう。かその官符は東寺に真言宗僧五十人を住せしめるというものであつた。
（傍線筆者）²¹

「ここには、いくつかの事実誤認と思われる記述もみられる²²けれども、高木先生の見解は「弘仁十四年（八一三三）正月に、その東寺が永く空海に給預された」（傍線部⑨）に尽きるといえよう。

以上、七つの先行研究をみてきた。それぞれ「勅給」「賜う」「勅賜」「給預」「給与」と用いる語句は違うけれども、いずれも弘仁十四年正月十九日、空海は東寺をたまわつたとみなしていた。

そのなかにあって、ただ一つ、「文化史上より見たる弘法大師伝」だけが、弘仁十四年正月十九日の東寺勅賜を疑つてゐる。「勅賜」はあり得たけれども、その日がいつであつたかは疑問が残る。その疑義を箇条書きにしてみよう。

- ① 東寺は、大師に弘仁十四年正月十九日を以て勅賜されたものとして一般に信ぜられて居る。
- ② 「御遺告」に「勅書は別に在り」とあるが、その勅書は未発見である。
- ③ 「御遺告」を空海の真作、真作とはいえなくとも空海の精神を記したものとみなせば、問題ない。
- ④ だが「御遺告」は真偽が疑わしく、かつ勅書がない以上、弘仁十四年正月十九日は疑わしい。
- ⑤ 「御遺告」の真偽は未詳であるが、勅賜が弘仁十四年を下ることはない。
- ⑥ その根拠は、弘仁十四年十月十日付の太政官符があるからである。この官符は、東寺に真言宗僧五十人を置き、『三学録』にもとづいて学修すべきことを命じたものである。
- ⑦ この官符は、空海への勅賜前とみるべきか、勅賜後とみるべきか。
- ⑧ このことを知る上で重要なのが、弘仁十四年十二月二日付の官符である。
- ⑨ 十月十日付の官符は、ただ単に、東寺を真言宗の道場とし、真言宗僧五十人を置き修学すべきことを命じただけであつた。十二月二日付

の官符は、五十僧をひきいて鎮護国家のために大法を勤仕せよとの命令を下したもの、と解してはどうか。

(10) 十二月一日付の官符は、空海に東寺をはじめて勅賜したときのものとみなして差支えない。

以上のように、弘仁十四年十二月二日付の官符をよりどころとして、勅賜されたのは弘仁十四年の正月ではなく、同年十二月または十一月であつたとみなされた。私は、この十二月二日付の官符をもつて根拠とする点に疑義をいだく。以下、項をあらためて、弘仁十四年十二月二日付官符の真偽を論じることにしたい。

第三、弘仁十四年十二月二日付官符の真偽

守山聖真師は、弘仁十四年十二月二日付太政官符として、つぎのものをあげておられる²⁴⁾。

右大臣、宣す。勅を奉るに、件の寺をして真言宗の僧五十人を住せしむ。海公、坏に乗りて道を訪らい、秘蜜の真言を伝え、錫を杖つき禪に安じ、神呪の妙力を持ちきたる。又夫れ東寺は、遷都の始め、國家を鎮護せんが為に、柏原の先朝、建つ所なり。乞う、此の状を察せよ。僧徒等を率いて真教を讚揚し、転禍修福して国家を鎮護せよ、者。

この官符は、『東宝記』第一「蜜教相應事」に、「弘仁十四年十一（二イ）月二日符云」として記されるけれども、単独で伝わったものではない。おそらく、天長二年（八二五）三月十日付の空海上奏文から書きだしたものであろう。天長二年（八二五）三月十日付の空海上奏文とは、東寺安居会に『守護国界主陀羅尼經』を講じたいとお願ひされたときの文章であり、その全文はつぎの通りである。私に本文を六段にわかつて記す。

東寺の毎年の安居ニ守護国界主經を講ぜんことを請うの事

- ①右、沙門空海奏ス。空海聞く。法ハ惟甘露、嘗ル者は病を除く。道ハ惟无言、人能く宣暢ス。
- ②伏して惟るに、皇帝陛下、徳は乾坤ニ齊シク、明は日月ニ超タリ。法輪を常ニ轉シテ普く群生を利ス。当今、天下ノ諸寺、毎年の安居ニ或は最勝王經を講じ、或は法花經を演べ、或は理趣般若を説き、或は海龍王等ノ經を釈す。
- ③此ノ寺の堂宇、新タニ構えテ未だ經を講ずること定まらず。
- ④去る弘仁十四年十一月二日の官符を案するに備はケ。

「右大臣、宣す。勅を奉るに、件の寺をして真言宗ノ僧五十人を住さしめ、其ノ宗ノ学は、一大毘盧遮那經金剛頂等ノ二百卷ノ

経等に依れ、と云々。海公、坏ニ乗りて道ヲ訪らい、秘密の真言ヲ伝え、錫を杖つき禪ニ安じ、神呪の妙力を持ちきたる。又夫れ東寺は、遷都の始め、国家を鎮めんが為に、柏原先朝、建立する所なり。乞う、此の状を察せよ。僧徒等ヲ率いて真教を讚揚し、転禍修福して国を鎮め家を護らん、者。」

(5)今、此ノ守護国界主陀羅尼經一部十巻、文は顯密ヲ括り、義は諸乘ヲ呑ム。禍を転じて福と為すの方、降雨止風の法、具ニ此の經に説く。

(6)伏して望むらくは、毎年夏中に、永く此の經を講じて國家を擁護せん。天恩允許シテ所司に宣付せんことを請つ²⁶。(原漢文)

この(4)の「去る弘仁十四年十一月一日の官符を案するに偽はク」の本文を取りだしたのが、守山師がいわれる「弘仁十四年十二月一日付官符」である。さきに引用したところでは、この官符を根拠に空海への下賜はありえたといわれた。しかるに、同じく「東寺の勅賜」の「東寺安居講」ではこの空海上奏文そのものを、「拙劣な文の作り方から」空海の真作ではないとみなされている。その文章をあげてみよう。

然し吾人は此の奏請の文は大師の真作なりと云ふことに就て直ちに賛成は出来ない。大師の文章を玩味して見れば真であるか、偽である

か、或は真偽未決のものであるかは大体分るものである。右の三種の区別のうち何れに此れを分類するかと云へば、(あ)吾人は偽の部類に入れて差支へないかと思ふ。それは大師の真作の文が流暢にして毫も渋滞の所がないにも拘らず、此の奏請文は頗るぎごちない所がある。而して先の弘仁十四年の官符を引用して「海公乗坏訪道伝密密之真言」と云ふやうなのを入れてあるのは(い)尤も拙劣な文の作り方であつて大師の真作らしくないところを暴露して居るものである。また天長二年三月十日に請ふたと云ふが三月十日と云ふことは表文に依つては知ることが出来ないのである²⁷。

この空海上奏文は、空海が筆をとったものとはいえない、と私も考える。なぜ、空海の真作といえないのか、その主たる根拠はつぎの二つである²⁸。第一は、ほぼ同様の書き出しではじまる「弘仁十四年十月十日付太政官符」は、後世、いくつかの官符類に引用されているけれども、この「同年十一月一日付官符」は引用された痕跡が全くなく、官符そのものが存在したかどうかが疑わしいことである。第二は、奏請文の内容が、天長二年時点での東寺の実情に合致していないように思われる点である。

弘仁十四年正月十九日付で東寺が空海に給預されたときの勅書が伝存していない以上、それに代る何をもつて「勅給」「勅賜」と云えるか、云いうるか、を考えることは重要であろう。けれども、「弘仁十四年十一月一日付の官符」をもつて、東寺は空海に勅賜(勅給)されたとはいえないと考える。以下、項をあらためて、私見を述べることにしたい。

第四、弘仁十四年正月十九日「東寺給預」の検討

空海が嵯峨天皇から東寺を給預されたことを記すもつとも古い史料は、『御遺告』縁起第一のつぎの文章である。頭の番号は、私に付した『御遺告』縁起第一の段落番号である。

26 吾れ、あ去じ天長九年十一月十二日自り、深く穀味を厭いて、専ら坐禪を好む。皆是れ令法久住の勝計なり。并びに末世後生の弟子・門徒等が為に、方に今、諸の弟子等、諦に聴け、諦に聽け。吾が生期、今幾ばくならず。仁等好く住して慎んで教法を守るべし。吾れ永く山に帰らん。い吾れ入滅せんと擬することは、今年三月廿一日の寅の魁なり。諸弟子等、悲泣を為すこと莫れ。吾れ即滅せば両部の三宝に帰信せよ。自然に吾れに代つて眷顧を被らしめむ。吾れ生年六十二、臘四十一なり。

27 吾れ初めは思いき。一百歳に及ぶまで、世に住して教法を護り奉らんと。然れども諸の弟子等を恃んで、忽で永く即世せんと擬するなり。
28 但し、⑤弘仁の帝皇、給うに東寺を以つて。歡喜に勝えず。秘密道場と成せり。努力努力他人をして雜住令むこと勿かれ。此れ狭き心に非す。真を護るの謀なり。圓なりと雖も、妙法、五千の分に非す。広しと雖も、東寺、異類の地に非す。何を以つてか之を言うとならば、③去じ弘仁十四年正月十九日に東寺を以つて永く少僧に給い預けらる。勅使藤原良房の公卿なり。勅書別に在り。即ち真言密教の庭と為ること、既に畢んぬ。師師相伝して道場と為すべき者なり。豈に門徒に非ざる者、猥雜す可けんや。²⁹

この『御遺告』縁起第一の記述をもつて、空海と東寺について論じる方は、一人の例外もなく、空海は弘仁十四年（八二三）正月十九日、嵯峨天皇から東寺を賜賜された、給預された、とみなされた。「給預」と記す方も、そのニュアンスから東寺は空海の寺となつた、とみなされている。しかるに、私はこれに「否」といいたい。それは、つぎの三つの理由による。

第一の疑義は、東寺に関する記述が縁起第一の最後に取つて付けたように、不自然に記されることである。周知のように、縁起第一には空海の生涯がほぼ年代を追つてつづられているけれども、嵯峨天皇から東寺を給預されたことを記すのは、生涯の最期、すなわち入定に擬せんことを論じた（段落番号の26・27）あとに、それまで編年体で記してきたことを無視した形で記されていることである。

『御遺告』は少なくとも十世紀の半ば以降の成立であり、今日、空海の真撰とは見なされていない³⁰。そのような『御遺告』の記述だけをもつて、断定的にものをいうことはできない、と私は考える。外に、傍証することができる確かな史料があれば別であるが、因みに、弘仁十四年正月十九日のことを記す史料は、『御遺告』に統いて康保五年（九六八）の奥書を有する『金剛峯寺建立修行縁起』³¹、長保四年（一〇〇二）成立の清寿撰『弘法大師伝』³²などがある。

第二は、さきに引用した文のなかに、嵯峨天皇から給預されたときの「勅書別に在り」と記すけれども、その存在が確認されていないこと

である。

第三は、空海の生涯をみわたしたとき、歴代の天皇のなか、空海を最新の仏教＝密教をわが国に体系的に伝えた阿闍梨として、正当に評価して遇したのは嵯峨天皇ではなく、天長期の淳和天皇であつたことである³³。

このことを明記するのが、承和三年（八三六）五月五日付で長安青龍寺の同法衆に宛てて書かれた実惠らの書状である³⁴。この手紙は、師の空海が示寂したことをその師・惠果和尚の墓前に報告するために書かれたものであり、若干、誇張した表現は見られるけれども、嘘偽りは書かれていないと考える。

この実惠らの書状には、つぎのように記されている。

日本國真言道場の付法の弟子実惠等白す。

ア、先師、諱は空海和尚、(あ)受職の號は遍照金剛。
イ、先年入唐して、法を求めて青龍寺の内供奉・諱は惠果大和尚に遇い奉つて、胎藏・金剛界両部の密教を受学し、並びに道具・付属等の物を賣持して本朝に帰る。

ウ、道は余宗より高く、教は常習に異なり。此の間、法匠各矛楯を為し、肯て服膺せず。

エ、(①)十余年の間、建立を得ること無し。法水漸く浸して人機芽を吐き、(②)諸宗の法侶・良家の子弟、灌頂を受法する者、其の數稍夥し。厥の後、密教の旨相い尋で上聞し、中使往還して詔問絶えず。

オ、(③)天長皇帝、讓を受けて踐祚するに及んで、禁闈を灑掃して壇場を建立し、始めて密教の甘露を嘗め、稍興隆の御心を發したまう。

帝城の東寺を以って真言の寺と為し、我が和尚を以って大僧統と為す。固辞すれども免れず。（以下略、原漢文）³⁵

このなか、エとオの段に注目いただきたい。要約すると、つぎのようになろう。

エ、(①)帰国してから十余年のあいだ、真言宗を十分に確立することができなかつた。とはいへ、密教の教えが人びとの間にじょじょに広

まってゆき、(②)諸宗の僧侶・良家の方たちのなかにも、灌頂を受法するものが多くなつていつた。その後、密教の深旨があいついで天皇にも知られるようになり、勅使を派遣してのご質問が絶えなかつた。

オ、(③)嵯峨天皇の譲りをうけて淳和天皇が即位なさると、宮中を掃き清めて密教修法の場が設けられ、はじめて密教の精髓を理解なされて、ようやく密教興隆が発願されました。都にあつた東寺を真言の寺となし、わが空海和尚を大僧統に任せられました。固辞されましたが、許されませんでした。

ここに、淳和天皇は即位なされてから密教興隆を発願なされ、都にあつた東寺を真言の寺となした、と記されている点に注目いただきたい。

これは、空海の最期を見とどけた弟子達が書いた文章であり、しかも空海の師であつた惠果の寺・青龍寺に宛てたものであつた。この手紙から、嵯峨天皇の時代の弘仁十四年正月十九日、東寺は空海の寺となつたと見なすことはできない、と私は考える。

では、空海が東寺の造営に自らの考えを反映できるようになつたのはいつであつたか。それは、天長元年（八一四）六月十六日、造東寺所別当に任せられてからであつた。

第五、空海の造東寺所別当補任

空海の造東寺所別當補任について検討するまえに、空海が東寺と何らかの交渉をもつていていたことが明確な史料をあげておきたい。それは、真言宗僧だけ五十人を東寺に住ませ、『真言宗經律論目録』（以下、『三學錄』と略称す）にもとづいて学修させることを命じた弘仁十四年（八二三）十月十日付の太政官符である。

まず、官符の全文をあげてみよう。

太政官符す

真言宗僧五十人

右、右大臣の宣せんを被るに僧そうはく。勅てつを奉るに、あ件けんの宗僧等とうそうとう、今自り以後よ、東寺に住すこしむ。①其の宗學は、一大毘盧遮那・金剛頂もつぱら、等二百余卷の經、蘊悉地・蘊婆呼・根本部等一百七十三卷の律、金剛頂・菩提心・釈摩訶衍しゃくまかえん等十一卷の論等に依れ。②若し僧に闕有けつゆうらば、一尊法を受学し、次第功業有こうぎょうる僧を以もつつて之に補せ。③若し僧無くろんば、伝法の阿闍梨は、臨時に之を度とし補せしめよ。④道は是れ密教、他宗の僧をして雜住ざじゅうせしむること莫れ。

弘仁十四年十月十日³⁶

ここに「經論目録別に在り」と記された「經論目録」が『三學錄』³⁷にあたると、從来みなされてきた。ともあれ、この官符から知られることを列挙してみよう。

- ① 真言宗僧五十人を東寺に住ませ、經論目録にもとづいて密教を修学する上で不可欠の經・律・論を学ばせることが命ぜられたこと。
- ② 「道は是れ密教、他宗の僧を雜住ざじゅうせしむること莫れ」とあって、東寺を真言專修の道場としたこと。
- ③ 五十人の僧に閻員えんいんが生じたときは、一尊法を受学し、功德を積んだ僧をもつて補うべきこと。もし、適格者がいなければ、伝法阿闍梨はしかるべき人を選んで臨時に得度させ、その者をもつて補うべきこと。

この真言宗僧五十人を住まわせ、東寺を真言専修の寺とすることに、空海がまったく関与していなかつたとは考えがたい。つまり、官符自体には空海の名はみられないけれども、この真言専修の寺とすることは、空海独自の考えであつたとみなしておきたい。その根拠は、翌天長元年（八二四）九月二十七日付の太政官符である³⁷。この官符は、定額寺の名称を神願寺から高雄山寺に移して神護国祚真言寺と改称すること、神護寺に胎藏・金剛界両部の仏像を安置すべきこと、真言密教に通達した僧二七人を住まわせ鎮護国家のために修行させること、などを勅許されたときのものである。特に、この官符に引用される上奏文に、

仏像は一大悲胎藏及び金剛界等に依らん。真言を解する僧二七人を簡び、永えに国家の為に三密法門を修行せしめん。其の僧に閻有らば、道行有る僧を選び之に補せん³⁸。

と記す点である。この官符の巻首には、「正五位下行河内守和氣朝臣真綱等の上表に備はく」とあって、和氣氏の上表にもとづいて勅許された形をとるけれども、この当時、空海の拠点は高雄山寺（＝神護寺）であったことから、この裏に空海の意志を読みとることができると考えるのである³⁹。

空海が東寺の造営に自らの考えを反映できるようになったのは、天長元年（八二四）六月十六日、造東寺所別當に任せられてからであった。造営がはじまってからちょうど三十年⁴⁰、ほぼ完成していたのは藥師三尊を祀る金堂だけであり、主要な堂塔の一日も早い落慶が空海に託されたのであつた。最初に計画された東寺の堂塔は、中心線上に南から南大門・中門・金堂・講堂をおき、講堂の東西と北に三面僧房を配し、南大門をはさんで東西に塔を配した興福寺式伽藍であつた⁴¹。

ここで、天長元年（八二四）六月十六日付で造東寺所別當に補任されたときの太政官符をあげておく。

太政官符
造東寺所

少僧都伝燈大法師位空海

右、右大臣の宣を被るに備はく。勅を奉るに、^{みことのりつたまわ}（^④件の人、^⑤彼の所の前別當大僧都伝燈大法師位長惠、造西寺所別當に遷任するの替^{かわ}

りに補任すること件の如し、者。^⑥所宜しく承知すべし。符到らば奉行せよ。

參議行正四位下守右大弁勳六等伴宿禰國道 徒六位上守右大史安道宿禰副雄

天長元年六月十六日

到来同月廿六日奉行、

（別筆）「先師御筆小野僧正真筆也」⁴²

この官符によると、前任者である長惠が造西寺所別當に転出するのにもない、空海が造東寺所別當に任せられたことが知られる。天長元年六月に、空海が造東寺所別當に任せられたことは、翌二年から立てつづけに、

同二年（八二五）四月二十日 空海、東寺講堂の造営を始める。〔東宝記第一〕⁴³

同三年（八二六）十一月二十四日 空海、東寺五重塔の用材の運搬を官に奏請す。〔性靈集九〕⁴⁴

といった具体的な活動の記録が残ることから信じてよいであろう。

伽藍配置は、早くに決まっていたので、空海は安置する仏像によって密教の世界を創出しようとした。講堂の二十一體からなる羯磨曼荼羅と五重塔初層の金剛界四仏がそれである⁴⁵。唯一、密教独自の建物として、西塔にあたる位置に灌頂堂が置かれた。これらの堂塔のうち、わずかに講堂の外觀ができあがつていた以外、残念ながら空海の生前に完成したものはない。

それはさておき、ではなぜ、空海は造東寺所別當に補任されたのであるか。別當に補任された要因と考えられる事柄を、三つあげてみたい。第一は、即位したばかりの淳和帝から絶大なる信任をえていたことである。一般的には、嵯峨天皇との親密な交友が指摘されるけれども、嵯峨帝が空海に密教修法を依頼された例は極めて少なく、密教阿闍梨としての空海を正当に評価していたとは考えがたいのである。それに對して、淳和帝は即位後、たびたび空海に修法を命じており、密教阿闍梨としての空海の力に期待するところ大であつた。この裏には、うちつづく飢饉と怨靈による社会不安があつたことは無視できないけれども。ともあれ、淳和天皇が即位してから天長年間にかけて、空海が仕していた公的な修法の例、ならびに天皇との交流を知ることができる事績をあげると、以下の十五をあげうる。

弘仁十四年（八二三）10・13 勅により、皇后院において息災法を修す⁴⁶。

同 年（八二三）12・23 勅により、大僧都長惠らとともに、清涼殿に大通法を修す⁴⁷。

天長 元年（八二四）3・26 少僧都に直任される⁴⁸。

同 年（八二四）6・16 造東寺所別當に補任される⁴⁹。

同 年（八二四）9・27 高雄山寺を定額寺とし、神護國祚真言寺と称して得度・經業を定む⁵⁰。

天長 二年（八二五）3・11 摂津大輪田造船瀬所別當に任せられる（行化記所収太政官符）⁵¹。

同 年（八二五）4・20 東寺講堂の指図を定む⁵²。

同 年（八二五）閏7・19 炎旱疫病により、空海を春宮講師に任じ仁王經願文を草す（性靈集八）⁵³。

天長 三年（八二六）3・10 勅により、西寺にて桓武帝の奉為に法華經を講説す。空海願文を草す（性靈集六）⁵⁴。

同 三年（八二六）11・24 上奏して、東寺五重塔の木材運搬を勧進す（性靈集九）⁵⁵。

天長四年（八二七）1・5 天皇不許、東寺等の諸寺をして薬師悔過を修す（国史三四）^{56。}

同 同 四年（八二七）5・1 大極殿にて大般若經を転読して雨乞す。空海、願文を草す（性靈集八）^{57。}

同 同 四年（八二七）5・26 勅により、内裏に舍利を請じ、祈雨法を修す^{58。}

同 同 四年（八二七）5・28 大僧都に任せられる^{59。}

四年（八二七）9・ 淳和天皇、故中務親王のために薬師三尊像を造り法華經を講ず。空海願文を草す（性靈集八）^{60。}

天長八年（八三二）6・14 病により、大僧都を辞せんとす。許されず（性靈集九）^{61。}

一方、嵯峨天皇が在位されていた十五年のあいだで、密教僧として遇されたのは、つぎの八つである。

大同四年（八〇九）7・16 勅して、空海の入京を許す^{62。}

弘仁二年（八一二）10・27 空海をして山城国乙訓寺に住まわせる^{63。}

弘仁七年（八一六）6・19 空海、伽藍建立のため高野山の下賜を請う。七月八日勅許される（性靈集九）^{64。}

弘仁同 年（八一六）10・14 嵯峨天皇の病氣平癒を祈祷し、加持した神水一瓶を進献す（性靈集九）^{65。}

弘仁十年（八一九）7・ 勅により、中務省に入住す^{66。}

弘仁十一年（八二〇）10・20 空海、伝燈大法師位・内奉供十禪師に任せられる^{67。}

弘仁十二年（八二一）9・6 兩部曼荼羅など一六鋪を図写し、四恩に報謝す（性靈集八）^{68。}

弘仁十三年（八二二）2・11 東大寺内に灌頂道場（真言院）をつくり、息災増益の法を修せしむ^{69。}

天皇在位の年数からいふと、嵯峨天皇の方が長かつたにもかかわらず、その事績は半分にすぎず、その違いが際立つてゐることがお解りいただけであるであろう。

第二は、尊像を書き、壇を築いて本尊を招き、本尊と一体となる修法を根本とする空海の密教に対して、従来の仏教にない効驗が期待されたことであつた^{70。} 密教が貴族に受け入れられた要因も、ここにあつたといえよう。

第三は、空海の人心の掌握力と民衆の動員力であった。その実績は、弘仁十二年（八二一）五月の讚岐満濃池の修築別当になつたときには、実証済みであつた^{71。}

このようにみてくると、天長元年当時、建立に着手してから三十年が経過していたにもかかわらず、金堂だけしか完成していなかつた東寺伽藍の一日も早い完成を、淳和天皇が空海に託したこととは間違いないと考える。

おわりに——勅賜と造東寺所別当は両立するか——

天長元年六月十六日、空海が造東寺所別當に補任されたことは史実とみなしてよい。とすれば、従来いわれてきた、弘仁十四年正月十九日付で空海に勅賜されたことと両立するのであろうか。私は「否」といいたい。

もし、弘仁元年正月に勅賜された、つまり東寺は空海個人の寺となっていたのであれば、その翌年に公的な職である「造東寺所別當」に補任されるなどということがあり得たのであろうか²²。勅賜と「造東寺所別當」補任は両立しえない、と私は考える。天長元年に公的な職「造東寺所別當」に就いたことが正しいのであれば、この時点で、東寺は空海一個人のものではあり得なかつたのである。いまだ勅賜も勅給もなされていなかつたとみるしかない。

そもそも、平安京に遷都したあと、京内に建てられた寺院は東寺・西寺の二つの官寺だけであつたといわれる。その二つしかなかつた官寺の一つを、僧とはいえ、僧綱にも任せられていない一私人でしかなかつた空海に、いとも簡単に勅賜するなどということがあり得たのであろうか。私は、否定的にならざるをえないのである。

いま一度、原点にかえろう。弘仁十四年正月十九日に勅賜されたとみなされる根本史料は、『御遺告』の縁起第一であつた。そこには、去シ弘仁十四年正月十九日ニ以テ東寺ヲ永ク給²³預²⁴アツカル於少僧²⁵。勅使藤原ノ良房ノ公卿也。勅書在レ別²⁶。即為ナルコト真言密教ノ庭²⁷既²⁸畢²⁹ハシヌ³⁰。

とあって、「給預」なる語句がつかわれていた。

では、「給預」とはいかなる意味であろうか。「給」は、第一には「たまふ」と訓み、「お与えになる」「くだされる」といった意味に解される³¹。第二にはやはり「たまふ」と訓み、敬語の意を表わして「動作を著わす語に添へて用ひる」とある³²。「預」は、わが国では「あずける」「あづかる」と訓じてきた。「給預」を素直に訓むと「預け給う」となる。この場合の「給」は、第二の用例となろう。

そうすると、『御遺告』の文章は「東寺を空海にお預けになられた」といった意味となろう。一步ゆずつて、「空海は東寺を預けられた」と解したとしても、そのことを記すのが『御遺告』であることと肝心の勅書が伝存しないことから、「預けられた」のが弘仁十四年正月十九日であつたとの確証がえられないのである。

よつて、空海がみずから意志を東寺造営に反映させることができるようになつたのは、造東寺所別當に任せられた天長元年六月からであった、とみなしておきたい。

- 1 弘仁十四年正月十九日、空海に東寺を給預したと記すもつとも古い史料は『遺告』二十五ヶ条（以下、「御遺告」と略称す）である。『御遺告』の成立は十世紀以降ではあるが、從来、このなかには空海の意志が反映されているとみなす見解もみられたけれども、文章・内容とともに空海とは直接の関連はない。したがって、『御遺告』を一次史料とみなし、空海の事績をこの『御遺告』だけをもつて断定的にかたることはできない、と私は考える。
- 2 初期の東寺長者については、さきに検討したことがある。よって、そちらを参照いただきたい。拙稿「東寺長者攷—九・十世紀を中心にして—」（上・下）（『密教文化』第二二一〇号 一～三八頁 二〇〇八年三月。『密教文化』第二二二一號 一～四七頁 二〇〇八年十二月）。
- 3 賴富本宏「東寺は密教情報発信の場」（同著『空海と密教—「情報」と「癒し」の扉をひらく』二〇四～二〇五頁 二〇〇二年九月 P H P 研究所）。
- 4 上島 有「古代・中世の東寺」（『新東宝記—東寺の歴史と美術』一三頁 一九九六年一月 東京美術）。
- 5 守山聖真編著『文化史上より見たる弘法大師伝』五一九～五七〇頁 一九三一年 豊山派御遠忌事務局。なお、項目の下のコメントは、私が今後検討すべきと考える事柄である。
- 6 桑宝撰『東宝記』第一所収「大師 勅給事」（『国宝 東宝記原本影印』（以下、「国宝 東宝記」と略称す）六、八頁 一九八二年二月 東京美術）。
- 7 得仁撰『弘法大師年譜』卷八（『真言宗全書』第三八 一七一～一七二頁 一九三三年七月 真言宗全書刊行会）。
- 8 守山聖真「東寺の勅賜」（同編著『文化史上より見たる弘法大師伝』五一九～五七〇頁 一九三一年 豊山派御遠忌事務局）。
- 9 渡辺照宏・宮坂宥勝「東寺の經營」（同著『沙門空海』一五七～一五八頁 一九六七年五月 筑摩書房）。
- 10 山田耕二「東寺の歴史」（山田耕二・宮治昭共著『東寺』（日本の古寺美術⑫）一二～一三頁 一九八八年五月 保育社）。
- 11 上島 有「東寺の創建と空海への勅賜」（『新東宝記—東寺の歴史と美術』一三頁 一九九六年一月 東京美術）。
- 12 高木訖元「東寺の給預」（同著『空海 生涯とその周辺』一三七～一三九頁 一九九七年四月 吉川弘文館）。
- 13 註6に同じ。原本に付されている傍訓は、片カナで記した。平かなは、筆者の読みである。
- 14 註7に同じ。
- 15 守山聖真 前掲（註5）書 五一五～五一六頁。
- 16 守山聖真 前掲（註5）書 五一七～五一八頁。

註9に同じ。

東寺は、かつて外国使臣を接待する鴻臚館であつたと記す論考がほかにもみられるけれども、鴻臚館はもともと別の場所にあつたことが報告されている。詳しくは、つぎの論考を参照いただきたい。角田文衛「平安京の鴻臚館」（同著『王朝の残影』（平安時代史の研究—第三冊—）七八〇—一二〇頁　一九九二年十月　東京堂出版）。

註10に同じ。

註11に同じ。

註12に同じ。

いくつかの事実誤認とは、①東寺はもともと鴻臚館であつたとみなすこと、②弘仁十四年十一月二日付の太政官符は東寺に真言宗僧五十人を任せしめたときのものとみなすこと、の二つである。前者については註18を、後者については本稿の「第三　弘仁十四年十一月二日付官符の真偽」を参照いただきたい。

守山聖真　前掲（註5）書　五二五～五二八頁。

守山聖真　前掲（註5）書　五一七頁。漢文体で収録されているが、『東宝記』第一にもとづいて、私に読み下し文とした。

『東宝記』第一「蜜教相應事」（『国宝　東宝記』八～九頁）。

『東宝記』第五所収「天長二年三月十日付空海上表文」（『国宝　東宝記』四七九～四八一頁）。

守山聖真　前掲（註5）書　五三二頁。

拙稿「東寺安居会攷」（『高野山大学大学院紀要』第十二号　八～一〇頁）に詳述しているので、ご参照いただきたい。

『御遺告』縁起第一（『定本弘法大師全集』第七卷　三五六頁　一九九二年六月　高野山大学密教文化研究所）。

明治時代以降、『御遺告』が空海の真撰でないことが縷々議論されてきたことについては、守山聖真「大師伝として見たる御遺告」（同著前掲（註5）書　一六～三〇頁）を参照いただきたい。『御遺告』の本文をあげて、『同書』が空海の真撰でないことを論じたのが上山春平『空海』（朝日評伝選24　三三三頁　一九八一年九月　朝日新聞社）である。ただ残念なことは、この著書は空海の略歴を記した第一縁起だけしか取りあげていない点である。「十五のすべての文章」を視野に入れた総合的な研究が俟たれるのである。

『金剛峯寺建立修行縁起』（『弘法大師伝全集』以下、『伝全集』と略称す）第一　五〇～五七頁）。なお一言すると、『伝全集』に収録されている『金剛峯寺建立修行縁起』は、同じ書名によつて伝存している写本の全文ではない。この点に関しては、以下の拙稿を参照いただきたい。拙稿①「金剛峯寺建立修行縁起」覚書」（『山崎泰廣教授古稀記念論文集　密教と諸文化の交流』一一七～一五〇頁　一九九八年

八月 永田文昌堂）、②「『金剛峯寺建立修行縁起』の研究—（一）・本文校訂—」（『高野山大学密教文化研究所紀要』第十一号 二二〇八〇頁 一九九八年三月）。

32 清寿撰『弘法大師伝』（『伝全集』第一 六二～六八頁）。

33 本稿の「第五 空海の造東寺別当補任」に、嵯峨・淳和両天皇の命をうけて空海が主宰した法会、および空海が勤仕した法会を年表風に記しておいたので、参照いただきたい。

34 承和三年五月五日付実惠等書状（『弘法大師全集』第五輯所収「追懷文藻」三九一～三九二頁）。この書状を収録する最古の史料は、金剛仏子某が仁平二年（一一五二）に撰述した『弘法大師御伝』（『伝全集』第一 一二一九～一二二〇頁）であり、これに続くのが平安末期成立の『弘法大師行化記』（『伝全集』第二 七二～七三・一六二～一六三・二一六～二一七頁）である。

35 註34と同じ。

36 弘仁十四年十月十日付太政官符（『類聚三代格』卷二所収『増補国史大系』（以下、『国史大系』と略す）第二十五卷 五五～五六頁）。

37 『三学錄』の全文は、『定本弘法大師全集』（以下、『定本全集』と略称す）第一巻に収録されている（『同全集』第一巻 四一～六一頁 一九九一年七月）。

38 天長元年九月二十七日付太政官符（『類聚三代格』卷二所収『国史大系』第二十五巻 九三～九四頁）。

39 註37と同じ。

40 天長元年当時、空海が拠点としていたのは高雄山寺であったと考える根拠は、つぎの三つである。第一は、弘仁七年（八一六）から建立に着手した高野山の伽藍は、その緒についたばかりであつたことである。第二は、弘仁十三年（八二二）二月十一日に建立を命ぜられた東大寺真言院は、工事の最中であつたことである。第三は、東寺との関係は天長元年（八二四）六月十六日、造東寺所別當に任せられたばかりであり、かつ東寺の伽藍はやつと金堂が完成していただけであつて、工事が継続していたことから、落着ける場所はなかつたと考えられることがある。唯一、落着いて修法と思索が行なえる場所は高雄山寺しかなかつたのである。

41 東寺の建設がいつからはじまつたかについての公的史料は伝存しない。したがつて、建設に着手した明確な日時は不明といわなければならぬが、延暦十四年（七九五）六月、紀梶長（勝長とも）が造東寺長官に任せられたこと（『公卿補任』延暦十五年条）をもつて、本格的な工事がはじまつたとみなしておきたい。このことに関する参考となる。西川新次「造東寺長官・紀勝長について」（『仏教芸術』第一一一号 四六～五一頁 一九七七年二月）。

東寺の伽藍配置を興福寺式伽藍と称されるのは、大岡 実氏のつぎの著書である。大岡「貞觀時代における興福寺式伽藍配置」（同著『南

都七大寺の研究』二九一～三四四頁 一九六六年十月 中央公論美術出版。

天長元年六月十六日付太政官符（三浦章夫編『再版弘法大師伝記集覽』（以下、『伝記集覽』と略称す）五四四～五四五頁 一九七〇年六月

高野山大学密教文化研究所）。

『東宝記』第一「講堂」など（三浦章夫編『伝記集覽』五八六～六〇一頁）。

『性靈集補闕抄』第九卷「東寺の塔を造り奉る材木を曳き運ぶ勧進の表」（『定本全集』第八卷 一六六～一六七頁）。『東宝記』第一「講堂」

（『国宝 東宝記』四七九～四八二頁）。

草創期東寺に関する問題点のところでも記したように、東寺講堂に安置される二十一体からなる立体曼荼羅はいかなる考え方・構想のもとに創られたのか、については、空海は何も記録を残していないので、いまだ未解決であつて、定説をみるまではいたっていない。古来、仁王經曼荼羅であるとか、仁王經法と金剛界法とを組みあわせた空海独自の二元的曼荼羅であるといった説が出されてきた。しかるに近年、主要な十五尊の構成と像容は、空海が理解していた広義の『金剛頂經』に依拠するとの説が提唱され、伝法会との密接な関連が指摘された。この伝法会との関連については、まだ議論の余地があると考える。この新しい説は、つぎの論考である。原 浩史「東寺講堂諸像の機能と『金剛頂經』」（『美術史』第一六六号 三五八～三七五頁 二〇〇九年三月）。なお、東寺講堂の問題については、いかなる法会が執り行われたかを含めて、別に考えることにしたい。

『日本紀略』前篇十四 弘仁十四年十月十三日条（『国史大系』第十卷 三一七頁）。

『日本紀略』前篇十四 弘仁十四年十二月二十三日条（『国史大系』第十卷 三一八頁）。

興福寺本『僧綱補任』天長元年の条（『大日本佛教全書』一二三 七九頁）。

註42に同じ。

註37に同じ。

『弘法大師行化記』（群書類從本）所収天長二年三月十一日付太政官符（『伝全集』第一一一四～一五頁）。なお、この官符を取り扱つた論考につきのものがある。併せてご参照いただきたい。拙稿「空海の造大輪田船瀬所別當補任説をめぐって」（頼富本宏還暦記念論文集『マンダラの諸相と文化』（上）金剛界の卷 三一七～三四四頁 二〇〇五年十一月 法藏館）。

註43に同じ。

『日本紀略』前篇十四 天長二年閏七月十九日条（『国史大系』第十卷 三三一頁）。『性靈集』第八卷「公家の仁王講を修せらるる表白」（『定本全集』第八卷 一五六～一五七頁）。

『日本紀略』前篇十四 天長三年三月十日条（『国史大系』第十卷 三三三頁）。『性靈集』第六卷「桓武皇帝の奉為に太上御書の金字の法華を講ずる達観」（『定本全集』第八卷 九二一～九三頁）。

註44に同じ。

54 『日本紀略』卷三十四「帝王十四 天皇不予以天長四年正月五日条（『国史大系』第五卷 一二二頁）。

55 『性靈集』第六卷「天長皇帝、大極殿に於て百僧を屈して雩する願文」（『定本全集』第八卷 九六一～九七頁）。

56 『日本紀略』前篇十四 天長四年五月二十六日条（『国史大系』第十卷 三二一五頁）。

57 『興福寺本「僧綱補任」』天長四年の条（『大日本佛教全書』一二三 八〇頁）。

58 『性靈集』第六卷「天長皇帝、故中務卿親王の為に田及び道場の支具を捨てて橘寺に入る願文」（『定本全集』第八卷 九四一～九五頁）。なお、この願文を取り扱った論考につぎのものがある。併せてご参照いただきたい。拙稿「弘法大師と法華講会——天長皇帝為中務卿親王講法華經願文」考」（『中川善教先生頌徳記念論集 仏教と文化』一四五一～一七三頁 一九八三年三月 同朋舎出版）。

59 『性靈集補闕抄』第九卷「大僧都空海、疾に嬰て上表して職を辞する奏状」（『定本全集』第八卷 一六五頁）。

60 『高野大師御広伝』所収 大同四年七月十六日付太政官符（『伝全集』第一 一二四二一～一四三頁）。

61 『高野大師御広伝』所収 弘仁二年十一月九日付太政官符（『伝全集』第一 一二四四頁）。なお、空海の乙訓寺別當補任説については、つぎの論考を参照いただきたい。拙稿「乙訓寺別當補任説をめぐって」（拙著『弘法大師空海の研究』三七二一～四一〇頁 二〇〇六年二月 吉川弘文館）。初出は高野山大学仏教学研究室編『高木訥元博士古稀記念論集 仏教文化の諸相』一〇〇〇年十二月 山喜房仏書林。

62 『性靈集補闕抄』第九卷「紀伊国伊都郡高野の峯に於て入定の處を請け乞はせらるる表」（『定本全集』第八卷 一六九一～一七一頁）。『御手印縁起』所収弘仁七年七月八日付太政官符（『定本全集』第七卷 三三五一～三三六頁）。

63 『性靈集補闕抄』第九卷「弘仁天皇の御厄を祈誓する表」（『定本全集』第八卷 一六三一～一六四頁）。『高野雜筆集』卷上所収 左兵衛督藤相公宛て書状（『定本全集』第七卷 一一一頁）。

64 『発揮拾遺編』所収 八月十日付王太守宛て書状（『定本全集』第七卷 一二一八一～二一九頁）

65 『東寺要集』下所収 延喜十九年十一月九日付觀賢撰『三十帖策子勘文』（『続群書類從』第二十六輯下 四五〇頁）。

66 『性靈集』第七卷「四恩の奉為に二部の大曼荼羅並びに十護の像を図したてまつる願文」（『定本全集』第八卷 一〇八一～一〇九頁）。

67 『類聚三代格』卷二所収 承和三年五月九日付太政官符（『国史大系』第二十五卷 六七一～六八頁）。

68 「尊像を書き、壇を築いて本尊を招き、本尊と一体となる修法」とは、承和元年十二月、空海が後七日に修法せんことを請われた奏状のな

かに記される一文である。すなわち、

然るに今、講じ奉る所の最勝王経は、但其の文を読み、空しく其の義を談ずれども、曾つて法に依つて像を書き、壇を結びて修行せず。
甘露の義を演説することを聞くと雖も、恐らくは醍醐の味を嘗むることを闕かむことを。（傍線筆者）

71 満濃池の築堤工事は、弘仁¹¹十一年からはじまつていたが、大工事にもかかわらず人が集まらず、完成の目途がたたない状態であつた。弘仁十二年五月二十七日、多度郡司たちの要請により、勅命をうけた空海が「築満濃池別當」として派遣されることになつた。その経緯は、

つぎにあげる『日本記略』前篇 弘仁十二年五月壬戌（二十七日）の条によつて明かである（『国史大系』第十卷 三二二頁）。

72 讀岐國^{もう}言す。昨年^よ自り始むる萬農池^{つづみ}の隄^{つい}すること、工大にして民少なく、成功未だ期せず。僧空海、此の土の人なり。山中に坐禪せば、獸は馴^なれ鳥も狎^なる。海外に道を求める、虚しく往きて実て帰る。茲に因つて道俗風を欽^{わが}い、民庶影を望む。居すれば則ち生徒市を成し、出れば則ち追従するもの雲の如し。旧土を離れて、常に京師に住す。百姓恋慕すること父母の如し。若し師の来るを聞かば、必ず履^{くつ}を倒^{さかさま}にして相迎へん。伏して請う、別當に宛てて其の事を済^{なすけ}しめんことを。之を許す。

従来、空海は約三ヶ月で工事を完成させたと伝えられるけれども、大林組の試算によると、工期は九ヶ月、工事にたずさわった人員は延べ三八万三千人という。当時、讀岐国の住民は二十万人と推定されており、そのなかで延べ三八万三千人とは、この工事がいかに大がかりなものであつたかが知られよう。『季刊大林』第四〇号（特集 満濃池）二〇頁 一九九五年八月 大林組広報室。

73 「造東寺所別當」が公職であつたことは、その前身の職が「造東寺長官・次官」であつたことから間違いないであろう。空海のほか、「造東寺（所）別當」であつたことが知られるのは、空海の前任者の長恵と親交のあつた勤操である。勤操は、空海が撰述した『性靈集補闕抄』第十卷所収の「故贈僧正勤操大徳の影讚并びに序」に、つぎのように記されている（『定本全集』第八卷 一九二頁）。

皇帝、之を歎じて即ち少僧都に任じて造東寺別當を兼ねしむ。今上、堯の揖讓^{いとうとう}に膺^{あた}つて舜の南風を扇ぐ。公、智あつて辯なり、恭にして謙なり、人を導いて倦まず、物を済ふに方便あるを以て、之を大僧都に擢んでて造西寺に転ず。（傍線筆者）

註29に同じ。

74 新村出編『広辞苑』（第四版）「たまう」の項（『同書』一六一頁 一九九三年九月）。諸橋轍次編『大漢和辞典』「給」（『同書』第八卷 一〇五二頁）。

75 註74に同じ。